

内閣府大臣官房独占禁止法審査手続検討室 御中

「独占禁止法審査手続に関する論点整理」に関する意見

[氏名] 一般社団法人 全国消費者団体連絡会
[住所] 〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ 6階
[電話番号] 03-5216-6024
[FAX 番号] 03-5216-6036
[E-mail] webmaster@shodanren.gr.jp

- 論点整理の「はじめに」に記載されているように、市場における公正で自由な競争を促進し、消費者の利益の確保と経済の健全な発展を図ることが独占禁止法の目的であり、その役割の重要性から、近年、執行力の強化・充実が図られてきました。執行にあたって一層の公正性・透明性が求められることは当然ですが、独占禁止法の執行力を制限するような制度改正は行うべきではないと考えます。
- 論点整理では、「十分な防御権の確保」と「実態解明機能の確保」が対置される形で整理されていますが、この二項対立に止まらず、独占禁止法の目的に再度立ち返り、市場における公正で自由な競争を最も効果的に回復させるためにはどのような方策があり得るかといった政策論を期待したいと思います。p10では、事業者と競争当局の協調関係の下に競争を回復させようとする諸外国の事例がいくつか紹介されています。(裁量型課徴金、確約手続、和解手続、同意判決、同意命令、等)。これらのように、手続保障の観点からも望ましく、かつ競争の回復にも有効な仕組みを上手に取り入れて、より効果的な法執行を期待します。
- 「防御権」と「実態解明権」のバランスは意識する必要がありますが、この間、実態解明が強化されてきたから次は防御と言った、いわば「順番」のような形で検討が進められるべきではありません。その「防御」を制度化することによって、せっかく強化されてきた「実態解明」が機能しなくなるようであれば、本来の法の目的から見て本末転倒となるからです。消費者の利益の確保と経済の健全な発展を図るために、独占禁止法違反は解明されなければなりません。論点として挙げられている「防御権」については、どのような問題を解決するために必要なのか、そうした問題は存在するのか、問題の解決策として本当に有効なのか等の観点から、まずは必要性を個別に検討しなければなりません。また、真実を明らかにすることに資するのか、支障となるか、より支障の小さい別の方策はないのか等の観点から、導入した場合の影響についても個々に慎重に検討されるべきです。
- それぞれの行政調査手続には、それぞれ対象とする事案の特徴に応じて異なる部分もあるものの、論点に挙げられているような「防御権」が導入されていないことで、独占禁止法の手続きが整合性を欠いている現状にあるとは思われません。刑事手続きでも保障されていないような防御権を、刑事手続きの逮捕、勾留のような強い権限もない独占禁止法に導入することについては、実質的に法執行が機能しなくなるのが懸念され、行うべきではありません。
- 海外の制度・仕組みとの相違を十分に考慮する必要があります。調査協力へのインセンティブの相違、求められる要証事実・立証水準の相違などを置き去りにして、海外で認められている「防御権」のみを部分的に導入すると、実質的に法執行が機能しなくなることが

懸念され、行うべきではありません。あわせて、弁護士懲戒制度が実際にどのように機能しているかなど、制度や仕組みの周辺の相違についても十分に考慮する必要があります。

- 今回の議論が出てきた背景には、独占禁止法の機能が強化されてきた一方で、独占禁止法のルールそのものへの理解が十分に普及していないことがあるのではないのでしょうか。中長期的な視点で、市場における公正で自由な競争を促進するために、競争ルールの周知、教育、啓発の方策についても、合わせて検討されるべきです。競争ルールの浸透を図る中で、調査手続きの基本的な流れ等についても透明化していくべきではないのでしょうか。
- 立入検査を弁護士の到着を待ってから行うこととした場合には、証拠隠滅の時間稼ぎに悪用される惧れが高く、独占禁止法の執行を妨げることとなります。独占禁止法に精通した弁護士が不足する状況では、事実上立入調査が開始できなくなる地域も出かねません。
- 事業者は、公正で自由な競争を回復させる立場から、弁護士・依頼者間秘匿特権の有無に係わらず、必要な社内調査を行うべきです。仮に社内調査で独占禁止法違反の事実を把握した場合には速やかに当局に減免申請を行い、競争の回復にリーダーシップを発揮してください。
- 公正取引委員会の調査を妨げることなく、調査手続の適正さを担保する仕組みが求められます。公正取引委員会の調査で、冤罪や人権侵害のような取調べが行われているとまでは考えられません。公正取引委員会の取調べを受けることに対する供述人の不安感を軽減することは望ましいことですが、そのためには、例えば休憩時間を適切に確保すること、通常は勤務時間内で終了することなど、手続の透明化を検討すべきであり、かつそれで足りるのではないのでしょうか。
- 調査協力へのインセンティブが十分でない現状では、事業者が独占禁止法違反の事実を認めないために、従業員も公正取引委員会に真実を話せないという状況はあると考えられます。公正取引委員会は従業員を説得しようとし、事業者の側からはそれがストーリーの押し付けのように見えると言う問題は、そのような対立的な状況を解消することで、根本から解決を図る方策を検討すべきです。
- 供述聴取時の事業者側弁護士の立会いについては、供述人の委縮など真相解明の妨げとなる惧れがあり認められるべきではありません。従業員側弁護士は、事業者と従業員の利益が相反する場合にも従業員を守ることが期待されますが、従業員は行政処分の対象ではない中で、従業員自らが高額のコストを負担して公正取引委員会から身を守る必要があるのかは疑問であり、むしろ、供述人が独占禁止法違反に係る事実を公正取引委員会に話した場合でも、社内で不利益処分が行われないような取り組みを進めるべきです。
- 供述聴取時の録音・録画については、取調べ過程の事後的な検証が可能となる一方で、供述内容が会社等関係者に明らかになることで供述人が委縮する等の影響があるため、慎重な検討が必要です。
- 供述調書作成時における供述人への供述調書の写しの交付については、取調べ過程の検証にどれほど役立つのか不明であり、いわゆる口裏合わせに利用される惧れがあり認められるべきではありません。
- 供述人が安心して真実を話せる環境を整備する観点から、上記の通り、供述により社内不利益処分が行われないような取り組みを進めるべきです。

以上